

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年6月4日まで縦覧に供する。

平成26年4月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成26年4月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人アンドロイド利用協議会

大橋 友彦

三豊市詫間町詫間971番地7

3 定款に記載された目的

この法人は、androidスマートデバイスの普及活動、androidスマートデバイスからの情報漏えい防止講習会の開催やアンドロイドを活用した住民の防災への取組や高齢者への対応及び学生の教育や地域コミュニティーの形成などに関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。